

## 全体会計 財務書類における注記

### I. 重要な会計方針

#### 1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

#### 2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ①市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

##### ②市場価格がない有価証券等

取得原価をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

#### 3. 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

##### ②賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

##### ③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

##### ④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

## 5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

## 6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

## 7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

## II. 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

## III. 重要な後発事象

### 1. 主要な業務の改廃

該当はありません。

### 2. 組織・機構の大幅な変更

該当はありません。

### 3. 地方財政制度の大幅な改正

該当はありません。

### 4. 重大な災害等の発生

該当はありません。

**IV. 偶発債務**

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
該当はありません。

**V. 追加情報**

1. 連結対象団体（会計）の一覧

| 団体（会計）名          | 区分   |
|------------------|------|
| 千葉県市町村交通災害共済特別会計 | 特別会計 |

2. 出納整理期間について

地方自治法 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

3. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。